【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成１７年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成２３年３月

【国保】

E-22 写真診断⑫

《令和８年８月２７日新規》

○ 取扱い

原則として、歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）について、智歯の有無にかかわらず、患者の口腔内の状態等により１４枚までの算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）については、歯科点数表第４部画像診断の留意事項通知の通則において、「全顎撮影の場合とは、歯科用エックス線フィルム１０枚から１４枚を用いて、全顎にわたり歯、歯槽骨等のエックス線撮影を行うものをいい、(略)、使用したフィルムは撮影枚数に応じ１４枚を限度とする（略)」と示されているが、撮影枚数については、智歯がない場合であっても、患者の口腔内状態や病態により１４枚まで撮影する場合がある。

○ 留意事項

歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）については、全顎にわたり歯、歯槽骨等の状態の把握や、歯科疾患の診断を目的として行われるものであることから、残存歯数等の口腔内状態から、当該撮影の必要性や診療状況が不明な場合は、医療機関に照会を行い、個々の症例により判断する必要がある。